

口座解約基準

次の各号のいずれかに該当した場合には、当社はおお客様の取引を停止し、またはおお客様に通知することによりおお客様の口座を解約することができるものとします。

① 当社のサービス約款（以下「本約款」といいます。）に定めている以下の禁止行為に該当する場合

② 当社のサービス約款に定めている以下の解約事項に該当する場合

（禁止事項）

1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容または本サービスにより利用できる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (3) 当社が提供する本サービス以外のツール等を使用した取引またはその疑いのある行為
 - (4) 本約款および個別約款等に違反して第三者に本サービスを利用させる行為
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 他者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (7) 詐欺等の犯罪に結びつく行為または結びつくおそれのある行為
 - (8) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信し、または掲載する行為
 - (9) 出資法に違反する行為および無限連鎖講を開設等またはこれを勧誘等する行為
 - (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (11) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
 - (12) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール等を送信する行為または第三者が不快感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール等（嫌がらせメール等）を送信する行為
 - (13) 暗号資産関連取引（暗号資産の売買等その他暗号資産に関連して行われる一切の取引をいいます。以下同じ。）のため、または暗号資産（暗号資産の指数を含む。）の価格の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為

- ① 行為者が直接経験または認識していない合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に流布する行為
- ② 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと
- ③ 徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと
- ④ 暴行または脅迫を用いる行為
- ⑤ 不正の手段、計画または技巧をなす行為
- ⑥ 重要な事項につき虚偽の表示をし、または重要な事項を公表しないで、金銭その他の財産を取得する行為
- ⑦ 暗号資産関連取引を誘引する目的で、虚偽の暗号資産の価格を利用する行為
- (14) 暗号資産の価格に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引
 - ① 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる権利の移転、金銭の授受等を目的としない仮装の取引
 - ② 暗号資産関連取引について他人に誤解を生じさせる目的をもって行われる第三者との通謀取引
 - ③ 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、当該暗号資産関連取引が繁盛していると誤解させる目的をもって行われる暗号資産関連取引に係る現実の取引
 - ④ 他人を暗号資産関連取引に誘引する目的で、暗号資産の価格が自己または他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、または重要な事項につき虚偽または誤解を生じさせる表示を故意に行う取引
 - ⑤ 暗号資産の価格を釘付けし、固定し、または安定させる目的をもって行う一連の暗号資産関連取引に係る取引
- (15) 内部者が、暗号資産関係情報（暗号資産に関する公表されていない暗号資産を取り扱う業者および内部者に係る情報であって、お客様の取引判断に著しい影響を及ぼすと認められる情報をいいます。）をその者の内部者としての地位に関して知って行う当該暗号資産関係情報に係る暗号資産関連取引
- (16) 架空の名義または他人の名義など本人名義以外の名義で行う取引
- (17) マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に該当する行為またはこれらに類似する行為と当社が判断する行為
- (18) 本サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為
- (19) 虚偽の登録情報を当社に届け出る行為
- (20) 当社の承諾を得ることなく本サービスにより取得した情報を本サービス以外の目的で利用または第三者に開示もしくは漏洩する行為
- (21) 自らまたは第三者を利用した、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要

求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為

- (22) 取引とは関係がないと思われる入出金または短時間での注文を繰り返し行う行為
 - (23) 同一人物が複数の本口座を開設する行為（同一人物であると当社が合理的に判断する場合があります。）
 - (24) 複数人物が一つの本口座を利用する行為またはお客様本人以外の第三者に本口座を利用させる行為
 - (25) 暗号資産の二重譲渡に該当する行為またはこれを試みる行為
 - (26) 本サービス用設備につき逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング等を行う行為
 - (27) 前各号の行為を助長する態様または目的で情報を発信または拡散する行為
 - (28) その他当社が不適切であると認める行為
2. 当社はおお客様の提供した情報が第1項各号の行為のいずれかに関連する情報であることを知った場合には、事前にお客様に通知することなく、当該情報を削除することができるものとします。ただし当社はおお客様が提供する情報（データおよびコンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。
 3. お客様が当社と行う取引について第1項各号の禁止行為が行われた場合、当社は事前の通知なく当該違反行為の全部または一部を停止させ、本口座の停止解約等、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとします。取引がある場合は、過去に遡り取引を無効とすることができるものとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はおお客様に請求できるものとします。また当該取引により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。なお当社はいかなる理由であっても当該取引の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負担しないものとします。

（解約等）

1. 当社はおお客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の通知、催告等を要することなくお客様の本サービスの利用の全部もしくは一部を停止し、または本サービスを解約することができるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (2) 差押え、仮差押えまたは競売の申立てがあった場合
 - (3) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産手続開始等の申立てがあった場合
 - (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当した場合

- (6) お客様が死亡した場合、または制限行為能力者となった場合
 - (7) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認手続その他の当社が実施する取引に関する確認（当社が提供を求める書類等の確認を含みます。）に対して、お客様が応じられない場合（合理的な期間内に取引時確認に必要な対応が行われないことを含みます。）
 - (8) 当社が定める口座開設基準もしくは取引開始基準を満たしていないことが判明し、または満たさなくなった場合
 - (9) お客様の取引について口座名義人本人以外の第三者（二親等以内の親族と当社が判断した場合を含みます。）が行っていると当社が判断した場合
 - (10) お客様から預託された資産の全部または一部が犯罪行為によって不正に取得した疑いがあると当社が判断した場合
 - (11) 反社会的勢力であると当社が判断した場合
 - (12) 反社会的行為を行ったと当社が判断した場合
 - (13) 本約款および個別約款等または取引ルールの変更に同意しない場合
 - (14) 本約款および個別約款等または取引ルールに違反した場合
 - (15) お客様が手数料、不足金その他当社に対して負担する金銭債務を支払期日までに支払わなかった場合
 - (16) お客様が当社に対する届出事項について虚偽の届出を行っていたことが判明した場合
 - (17) 第 14 条（電磁的交付）の承諾を撤回した場合
 - (18) 連絡が不能である場合
 - (19) 本サービス用設備の装置上、システム上の脆弱性を利用し当社が予め想定し得ない操作が行われていると認められた場合、もしくはそのような行為と疑われる行為をしたと認められる場合。当社の認めていないプログラムの使用等により当社のシステムの意図から外れた方法または過大なアクセスにより当社のシステムおよび他のお客様に影響を及ぼすと当社が判断した場合
 - (20) 短時間または頻繁に行われる注文または取引であって、当社のシステムまたは他のお客様もしくは当社がお客様に提供する商品に対する当社が行なうリスクヘッジのための取引に影響を及ぼすと当社が判断した場合
 - (21) お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行った場合
 - (22) 当社もしくは当社の役職員に対する誹謗中傷、罵倒するような発言を電話もしくは電子メール、お問い合わせ画面、または公の場で継続的または断続的に行った場合
 - (23) その他本サービスを利用させることが不適切であると当社が認める場合
2. お客様は前項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当したときは、当然に当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

3. お客様は、第1項第6号から第23号までのいずれかに該当したときは当社の請求により当社に対して負うすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。
4. 当社は第1項各号に掲げる場合において、必要と認めるときは当社がお客様のために保有する資産を当社が適切と認める方法により処分することができるものとします。
5. お客様は当社が定める方法により本サービスの解約を申し込むことができるものとします。解約時における手数料は発生しないものとします。
6. 本サービスが解約された場合には、当社は、お客様のために保有する資産を金融機関の口座への振込みその他当社が適切と認める方法によりお客様に返還することができるものとします。当該返還に要する費用はお客様の負担とし、お客様のために保有する資産が当該費用に不足する場合には不足分の支払いがない限り当社は返還義務を負わないものとします。また1円未満の端数、当社取扱最小単位未満の暗号資産の返還義務を負わないものとします。
7. お客様の年齢が満80歳に達した場合、当社はお客様に対して解約の通知をすることにより、お客様の本サービスの利用の全部もしくは一部を停止し、または本約款及び個別約款等に基づく当社とお客様との間の契約を解除することができるものとします。なお解約期限は満80歳に達した誕生月の月末日迄とします。

以上